

令和7年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)
マッチングプラットフォーム 登録申込要領
(支援機関)

1. 目的

本プラットフォームは、省エネ診断を受診したものの、その後の省エネ取組に踏み出せていない中小企業等に対し、省エネ診断の結果やニーズに応じた支援を提供する支援機関とのマッチングの機会を創出し、中小企業等の省エネ取組を推進することを目的とする。

2. 事業概要

本プラットフォームは、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が運営する特設WEBサイト上で、令和7年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）の一環として提供されるサービスである。

本プラットフォームでは、省エネ診断を受診した中小企業等に対し、各種情報（診断結果、支援ニーズ、対象設備、支援カテゴリ、支援地域等）を基にマッチング候補となる支援機関を表示する。中小企業等は、支援機関に対してコンタクトの希望を送付し、支援機関がこれを承認した場合に、マッチングが成立する。支援機関は、マッチングした中小企業等と連絡・調整を行い、支援カテゴリに応じた支援を提供する。

(1) 対象となる中小企業等

以下の事業における省エネ診断を受診済みの事業者であって、本プラットフォームの利用を希望する事業者

- ・令和7年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）
- ・令和6年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）
- ・令和6年度中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）
- ・令和5年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）

(2) 支援機関

以下の支援機関区分のいずれかに該当し、本プラットフォームで「(3) 支援カテゴリ」に応じた支援を提供できる事業者（「(4) 登録要件」に示す要件を満たすこと。）

【支援機関区分】

I. 省エネ診断・伴走支援機関

II. パートナー機関

III. 金融機関

IV. リース事業者

V. 省エネ型設備の製造事業者（メーカー）

※自社の省エネ型設備の販売・施工を行う部門を当該メーカーと同一ブランドの直系の子会社として分社化している場合は、コンソーシアムとして登録することを認める。なお、その場合は、親会社と子会社の間で適切に連携できる体制を整え、親会社の責任のもとで中小企業等への支援を行うこと。

※加えて、同一資本のグループ内に、省エネルギーに特化した運用改善やメンテナンス等のエンジニアリングを行う企業がある場合は、併せて登録を行うことも認める。その際、当該企業に対しては、「(4) 登録要件」のうち「(4) — 2 支援機関区分別要件」は課さないものとする。

VI. エネマネ事業者

(3) 支援カテゴリ

【資金調達支援】

融資相談	中小企業等が省エネ型設備を導入するにあたり必要となる資金について、融資の相談、提案等の対応を行う。
リース相談	中小企業等が省エネ型設備を導入するにあたり、リースの活用に関する相談、提案等の対応を行う。
補助金活用相談	中小企業等が省エネ型設備の導入計画の策定及び補助金を活用を検討するにあたり、情報提供、助言等を行う。 ※行政書士法に定める独占業務に該当する行為（有償での申請書類の作成及びその実質的な代行等）は含まない。

【省エネ実践支援】

設備改善・高効率設備導入支援	設備改善や省エネ型設備の導入に向けて、導入計画の策定、対象設備の選定、既存設備への付加・改修等の助言及び支援を行う。
運用改善支援	中小企業等における設備の運用状況を踏まえ、運転条件の見直し、設定値の調整等による省エネの実施に向けた助言及び支援を行う。
エネルギー管理支援	計測機器やEMSの導入・活用に向けた設定支援、データ分析支援及び運用定着に向けたフォロー等を行う。

【省エネ体制整備支援】

省エネ計画策定支援	中小企業等における省エネ取組の目標設定や実施計画の策定
-----------	-----------------------------

	に関する助言及び支援を行う。
社内体制構築支援	中小企業等が継続的に省エネを推進できるよう、推進体制や運用ルールの整備等に関する助言及び支援を行う。

(4) 登録要件

支援機関は、以下の「共通要件」及び申し込む支援機関区分に応じた「支援機関区分別要件」をすべて満たすこと。

(4) ー1 共通要件

- ①支援カテゴリに該当する支援を提供できること。
- ②本プラットフォームの目的をよく理解し、中小企業等に対して、支援カテゴリに基づくニーズに応じた有効かつ実行性の高い支援を提供できる人員を有すること。
- ③S I Iの求めに応じて、アンケート、調査等に協力できること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- ⑤公共事業に登録する者として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑥別途公開する「個人情報の取得及び利用に関する同意事項」及び「支援機関の情報の取得及び利用に関する同意事項」に同意できること。
- ⑦支援機関は、支援にあたり取得した中小企業等に係る以下の情報について、支援機関からS I Iへの提供及びS I Iから国等への提供に関し、中小企業等から適切な同意を取得すること。
 - ・実施予定の支援内容、対応状況等の情報
 - ・その他、本プラットフォームの運営に必要な情報

(4) ー2 支援機関区分別要件

I. 省エネ診断・伴走支援機関

- ・「令和7年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）」の診断機関であること。

II. パートナー機関

- ・「省エネ・地域パートナーシップ」のパートナー機関であること。

III. 金融機関

- ①国内において拠点を有する法人であること。
- ②沖縄振興開発金融公庫又は以下のいずれかに該当する者であること。
 - ・銀行
 - ・信用金庫
 - ・労働金庫

- ・信用協同組合
- ・農業協同組合
- ・漁業協同組合
- ・農林中央金庫
- ・株式会社商工組合中央金庫
- ・株式会社日本政策投資銀行
- ・生命保険会社又は外国生命保険会社等

IV. リース事業者

- ①国内において拠点を有する法人であること。
- ②法人の主たる業務としてリース事業を営んでいること。

V. 省エネ型設備の製造事業者（メーカー）

- ①国内において拠点を有する法人であること。
- ②以下のいずれかに該当すること。
 - ・「令和7年度補正 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業」又は「令和7年度補正 省エネルギー投資促進支援事業」における指定設備の製造事業者であること。
 - ・「令和7年度補正 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業」において「GX要件を満たしたメーカー」として公表されている製造事業者であること。

VI. エネマネ事業者

- ・「令和7年度補正 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業」及び「令和7年度補正省エネルギー投資促進支援事業」において、エネマネ事業者として採択されている事業者であること。

(5) 実施スケジュール

本プラットフォームの開設期間は、2026年6月中旬～2027年3月中旬までとする。

3. 登録申込の方法

支援機関として申込を行う者は、支援機関区分に応じた申込書類を以下の申込先にメールにて提出すること。

【申込書類】

支援機関区分	申込書類	備考
I. 省エネ診断・伴走支援機関	・登録申込書	—

II. パートナー機関	・登録申込書	—
III. 金融機関	・登録申込書 ・登記事項証明書	・登記事項証明書は発行から6か月以内のもの(写し可)
IV. リース事業者	・登録申込書 ・登記事項証明書 ・リース事業を営んでいることが確認できる資料(会社パンフレット等)	・登記事項証明書は発行から6か月以内のもの(写し可)
V. 省エネ型設備の製造事業者(メーカー)	・登録申込書	—
VI. エネマネ事業者	・登録申込書	—

【申込先】

- ・メールアドレス：ene-match@sii.or.jp
- ・件名：【事業者名】 マッチングプラットフォームの支援機関登録申込について(令和7年度補正 地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)
- ・宛先：一般社団法人環境共創イニシアチブ 省エネ診断事務局

【申込期限】

2026年12月25日(金)まで

4. 採否結果の通知

申込内容を審査の上、採択の可否を申込者に対し別途メール等にて通知する。

5. 登録の取消し

支援機関が以下のいずれかに該当する場合は、S I Iは当該支援機関の登録を取り消すことがある。

- (1) 申込内容その他本プラットフォームの利用に関し、虚偽の申告又は不正の行為があった場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 本プラットフォームを通じて知り得た情報を不適切に利用し、又は漏えいした場合
- (4) 中小企業等に対し、不当又は過度な営業行為その他不適切な対応を行った場合
- (5) 本要領に定める事項に違反した場合
- (6) 上記のほか、本事業の趣旨・目的に照らし、支援機関として不適当であるとS I Iが判断した場合

6. 免責事項

本プラットフォームに関する免責事項は、以下のとおりとする。

- (1) 本プラットフォームは、中小企業等と支援機関とのマッチングの機会を提供するものであり、支援機関に対して中小企業等とのマッチングの成立を保証するものではない。また、支援の内容、品質、成果等について、S I Iは責任を負わないものとする。ただし、本プラットフォームの適切な運営のため、必要に応じて関与する場合がある。
- (2) 中小企業等と支援機関との間で締結される契約その他の取引については、当事者間の責任において行うものとする。

7. その他留意事項

- (1) 支援機関からの支援に関して、中小企業等からクレーム又は改善要望があった場合は、S I Iは当該中小企業等及び支援機関に対してヒアリングを実施し、その結果に応じて、支援機関に対して、本プラットフォームの適切な運営の観点から、改善を要請することがある。支援機関は、当該要請に対し、誠実に対応するものとする。
- (2) 中小企業等に対する支援の結果、顕著な省エネ効果や成果が得られた事例については、S I Iが中小企業等及び支援機関と協議の上、当該事例を成功事例として公表することがある。

8. 問合せ先

窓 口：一般社団法人環境共創イニシアチブ 省エネ診断事務局

T E L：03-5565-3970

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～17:00

(土曜・日曜・祝日を除く)